最終更新日：2018年6月18日
株式会社NITTOH
代表取締役社長　中野英樹
問合せ先：取締役経理部長 伊藤寿朗
証券コード：1738
http://www.nittoh-info.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

コーポレート・カバナンスに関する基本的な考え方は、以下のとおりです。
　当社は、コーポレート・ガバナンスの基本原則の1つを情報開示と認識しております。企業価値及び株主価値を継続的に向上させていくためには、経営の透明性を高めることが最重要課題と考えております。株主と投資家の皆様には、IR活動及び広報活動強化を通じて、情報開示に努めたいと考えております。また、経営環境の変化や法改正に対し、慎重に検討するとともに、経営判断の迅速性、取締役会の機能強化、コンプライアンス機能の充実、アカウンタビリティの推進などコーポレート・ガバナンスの充実に向けて取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-1-1】反対票が多い会社提案議案の分析、その後の対応
　当社は、反対票が投じられた会社提案議案があった場合に、その反対理由や反対票が多くなった原因の分析は行っておりません。今後は、反対票が多くなった場合の原因分析、株主との対話、その他の対応の要否を検討してまいります。

【補充原則1-2-2】招集通知の早期発送及びウェブサイトでの公表
　当社は、従来より、法令の定めよりも早い時期に発送しており、発送日前にTDnetに掲載できるよう努めております。さらに、発送日に自社ウェブサイトでの公表も実施しております。今後も、早期発送及び公表についても検討してまいります。

【補充原則1-2-4】議決権の電子行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳
　当社は、現時点では海外投資家の株式保有比率が低いため、議決権電子行使プラットフォームの利用及び株主総会招集通知の英訳は行っておりません。今後の株主構成などを見ながら、必要に応じて対応するよう検討してまいります。

【原則1-3】資本政策の基本的な方針
　当社は資本政策の基本的な方針は定めておりませんが、株主に対する利益配分を経営上の重要課題として認識し、継続的に安定した利益還元を実施することを基本としております。、併せて、企業体質の強化と今後の事業展開に備えるための内部留保の充実等を勘案し、利益還元を決定する方針を採っております。現状の当社の業績や財務内容及び経済動向などを総合的に勘案し、配当性向については、純資産配当率が3％を超えない範囲で20%以上を基準としております。

【原則1-4】いわゆる政策保有株式
　当社は、政策保有株式の保有については、具体的な方針はありませんが、それぞれの取引の継続性、営業関係強化などの観点から、将来的な企業価値の向上への貢献などを考慮して適切な範囲で保有することとしています。
議決権の行使については、具体的な方針はありませんが、各投資先企業の経営方針などを尊重しつつ、個別議案を検討し、賛否を判断しております。

【原則1-5】いわゆる買収防衛策
　当社は、事業の安定的確保、収益力向上などにより、継続的な成長、企業価値向上をさせることが重要課題と認識しており、現段階では買収防衛策の導入の予定はありません。

【補充原則3-2-1】外部会計監査人の評価・確認
⑴ 監査役会は、外部会計監査人を評価するための具体的な基準を作成しておりませんが、定期的に外部会計監査人と情報交換し、また、外部会計監査人から業務遂行状況の報告を受けるなどして、職務の実施状況の把握をしております。
⑵ 現在の当社の外部会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、独立性と専門性について、問題ないものと認識しております。

【補充原則4-1-2】中期経営計画の分析
　当社は、現在、中期経営計画を具体的な数値などとしては公表しておりません。しかしながら、中長期的な経営方針を定めて、各事業年度ごとに目標数値を策定したうえで、目標数値の実現に向けて取り組んでおります。なお、各事業年度ごとに進捗状況の確認、分析を行い、必要に応じて中長期的な経営方針の見直しを行うこととしております。

【補充原則4-1-3】最高経営責任者等の後継者の計画
　当社は、最高経営責任者等の後継者の計画は、具体的には策定しておりません。しかし、経営上の重要課題であると認識しております。今後は、必要に応じて対応するよう検討してまいります。

【原則4-2】取締役会の役割・責務(2)
　当社の経営陣の報酬については、会社業績やリスクを反映させたインセンティブ付けは実施しておりません。今後は、必要性も含めて検討してまいります。

【補充原則4-2-1】中長期的な業績と連動する報酬
　当社の経営陣の報酬は、現金報酬のみとなっております。中長期的な業績連動や自社株報酬など、健全なインセンティブが機能する仕組みにつきましては、今後は、必要性も含めて検討してまいります。

【原則4-6】経営の監督と執行
当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は3名（うち、社外2名）で構成しております。監査役のうち、半数以上を社外監査役とすることで、独立性を強化しております。監査役3名は、毎月1回以上の定例取締役会及び臨時取締役会に出席するほか、必要に応じて社内の重要会議に出席するなどして、取締役の職務執行を監視しております。現状、当社の規模、組織体制においては、監査役会による経営の監視機能も有効に働いているものと考えており、現在の体制を採用しております。

【原則4-7、原則4-8、補充原則4-8(1)、補充原則4-8(2)】独立社外取締役
当社は、現在、社外取締役を選任しておりません。当社の規模、組織体制においては、事業活動の内容に精通した取締役を選任し、また、少人数で取締役会を構成することにより、日頃の経営の意思決定、経営判断の迅速化などに取り組み、経営機能が充分に機能しているものと判断しております。また、監査役会による経営の監視機能も有効に働いているものと考えており、現在の体制を採用しております。当社の社外取締役の選任については、期待される役割・責務を考慮しつつ、慎重に検討してまいります。

【原則4-10】任意の仕組みの活用
当社は、現時点で任意の仕組みの活用は行っておりません。今後は、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-10-1】独立取締役の関与・助言
当社は、現在、社外取締役を選任しておりませんが、監査役3名が重要事項を決定する定例取締役会及び臨時取締役会に出席し、適切な関与・助言を行っております。

【補充原則4-11-3】取締役会全体の実効性についての分析・評価・開示
取締役会全体の実効性についての分析・評価につきましては、各事業年度終了後に各取締役が分析・評価を行っております。その結果の概要を開示することについては、今後、慎重に検討してまいります。

【原則4-14、補充原則4-14-1】取締役・監査役のトレーニング
当社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針は定めておりません。当社の各取締役及び各監査役は、必要な知識習得については、各自、必要に応じて、社外セミナー、講演会などに参加し、費用については当社から支援を行っております。今後は、取締役及び監査役に対するトレーニングの方針については、その必要性も含めて検討してまいります。

【補充原則5-1-2】株主との建設的な対話を促進するための方針
当社は、株主との建設的な対話を促進するための基準や方針は策定しておりません。しかしながら、社長は、IRイベントに自身が出席するなどして、直接、個人投資家などの株主から、意見や要望が聞ける機会を設けるように努めております。

【原則5-2】経営戦略や経営計画の策定・公表
当社は、現在、中期経営計画を具体的な数値などとしては公表しておりません。しかしながら、中長期的な経営方針を定めて、各事業年度ごとに目標数値を策定したうえで、目標数値の実現に向けて取り組んでおります。今後は、策定した中期経営計画の開示に向けて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】いわゆる政策保有株式
当社は、政策保有株式の保有については、具体的な方針はありませんが、それぞれの取引の継続性、営業関係強化などの観点から、将来的な企業価値の向上への貢献などを考慮して適切な範囲で保有することとしています。
議決権の行使については、具体的な方針はありませんが、各投資先企業の経営方針などを尊重しつつ、個別議案を検討し、賛否を判断しております。

【原則1-7】関連当事者間の取引
当社は、関連当事者間取引を含む競業取引及び自己取引を行う場合は、株主共同の利益を害することのないよう、取締役会で承認することとしております。また、年1回、実態調査を別途行っております。

【原則3-1】情報開示の充実
⑴ 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社は、経営理念である「社是」、「企業理念」、「CS憲章」を定めており、当社ホームページなどに掲載しております。また、決算短信において、「会社の経営の基本方針」、「目標とする経営指標」及び「中長期的な会社の経営戦略」を開示しております。
⑵ 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレートガバナンスの基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「Ⅰ－１．基本的な考え方」に記載しております。
⑶ 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
株主総会の決議を経て取締役に対する報酬限度額が決定しており、また、各取締役の報酬については、会社の規模、業績を考慮し、公正かつ公平に決定されるよう努めております。取締役の報酬は取締役会で決定し、監査役の報酬は監査役会で協議します。
⑷ 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
当社は、取締役候補者について、人望、倫理観、知識、経験などの推薦基準を満たしていることを要件として、取締役会で決定いたします。また、監査役候補者は、推薦基準を満たしているを要件として、監査役会の同意を経て、取締役会で決定いたします。
⑸ 取締役会が上記⑷を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役候補者及び監査役候補者の略歴を株主総会招集通知に記載しております。また、社外監査役の選任理由につきましては、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4-1-1】取締役会の委任の範囲の開示
当社は、法令及び定款に定められた事項、その他の重要事項を「取締役会規程」において取締役会決議事項として定めております。また、それ以外の事項については、意思決定者、決裁、承認などに関する権限を「稟議規程」として明確に定めております。

【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用
当社は、現在、社外取締役を選任しておりません。当社の規模、組織体制においては、事業活動の内容に精通した取締役を選任し、また、少人数で取締役会を構成することにより、日頃の経営の意思決定、経営判断の迅速化などに取り組み、経営機能が充分に機能しているものと判断しております。また、監査役会による経営の監視機能も有効に働いているものと考えており、現在の体制を採用しております。当社の社外取締役の選任については、期待される役割・責務を考慮しつつ、慎重に検討してまいります。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、現在、社外取締役を選任しておりませんが、社外取締役の選任にあたっては、会社法に定める社外取締役の要件及び証券取引所が定める独立性基準に従い判断してまいります。

【補充原則4-11-1】取締役の選任に関する方針・手続
当社は、取締役候補者について、人望、倫理観、知識、経験などの推薦基準を満たしていることを要件として、取締役会で決定いたします。

【補充原則4-11-2】取締役・監査役の兼任状況
取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況については、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4-11-3】取締役会全体の実効性についての分析・評価・開示
取締役会全体の実効性についての分析・評価につきましては、各事業年度終了後に各取締役が分析・評価を行っております。その結果の概要を開示することについては、今後、慎重に検討してまいります。

【補充原則4-14-2】取締役・監査役に対するトレーニングの方針
当社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針は定めておりません。当社の各取締役及び各監査役は、必要な知識習得については、各自、必要に応じて、社外セミナー、講演会などに参加し、費用については当社から支援を行っております。今後は、取締役及び監査役に対するトレーニングの方針については、その必要性も含めて検討してまいります。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針
当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上においては、株主との対話を促進し、理解を得ることが重要課題であると考えております。株主総会終了後には株主懇談会を開催したり、IRイベントに参加するなどして、直接、株主から意見や要望が聞ける機会を設けるよう努めております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ナカノコーポレーション	1,020,000	25.12
堀　由紀子	520,000	12.80
奥田清人	300,000	7.38
NITTOH社員持株会	156,300	3.84
堀　裕紀	149,000	3.66
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	90,000	2.21
株式会社愛知銀行	82,000	2.01
東邦瓦斯株式会社	60,000	1.47
住化エンバイロメンタルサイエンス株式会社	60,000	1.47
中野英樹	56,000	1.37

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任しております。監査役と会計監査人は、必要に応じて、会計監査人より報告を受け、協議、検討を実施し、随時適切なアドバイスを受けております。
また、社内に代表取締役社長直属の内部監査室(専任者1名)を設置しており、社員の日常業務遂行につきましては、社長指示のもとで監査計画を策定し、年間を通じ、各部門の業務監査を実施しております。監査結果及び監査報告については、必要に応じて、監査役にも報告され、情報交換を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
長谷川敏也	公認会計士													
矢崎信也	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長谷川敏也	○	―――	公認会計士、税理士としての豊富な経験と見識を有しており、財務・会計の専門的な観点から公正かつ客観的に経営の妥当性を監督していただけると判断しております。 また、当社及び経営陣との利害関係もなく、一般株主と利益相反のおそれはないものと判断し、独立役員として指定いたしました。
矢崎信也		―――	弁護士としての豊富な経験と見識を有しており、法務の専門的な観点から公正かつ客観的に経営の妥当性を監督していただけると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、株主総会の決議を経て取締役に対する報酬限度額が決定しており、また、各取締役の報酬については、会社の規模、業績を考慮し、公正かつ公平に決定されるよう努めております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役に支払った報酬
取締役　5名　52,710千円(当社には社外取締役はおりません。)
(注)　上記の金額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議を経て取締役に対する報酬限度額が決定しており、また、各取締役の報酬については、会社の規模、業績を考慮し、公正かつ公平に決定されるよう努めております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役は選任しておりません。また、社外監査役の職務を補助すべき従業員を配置しておりませんが、監査業務の充実のために、必要に応じて、取締役会と監査役会との協議のうえ、補助業務を担当する従業員を配置することといたします。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

⑴ 取締役及び取締役会

取締役会は取締役4名で構成しており、毎月1回以上の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催して、重要事項を決定しております。また、経営判断の迅速化、経営の意思決定、監督機能の強化に努めております。

取締役の報酬については、株主総会の決議を経て取締役に対する報酬限度額が決定しており、また、各取締役の報酬については、会社の規模、業績を考慮し、公正かつ公平に決定されるよう努めております。

取締役候補者の人選につきましては、推薦基準を規程しており、取締役会において審議のうえ、決定しております。

⑵ 監査役及び監査役会

監査役制度を採用しており、監査役は3名(うち、社外2名)であります。監査役のうち、半数以上を社外監査役とすることで、独立性を強化しております。監査役3名は、毎月1回以上の定例取締役会及び臨時取締役会に出席するほか、必要に応じて社内の重要会議に出席するなどして、取締役の職務執行を監視しております。

また、当社は、有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任しております。監査役と会計監査人は、必要に応じて、会計監査人より報告を受け、協議、検討を実施し、随時適切なアドバイスを受けております。

⑶ 内部監査

代表取締役社長直属の内部監査室(専任者1名)を設置しており、社員の日常業務遂行につきましては、社長指示のもとで監査計画を策定し、年間を通じ、各部門の業務監査を実施しております。監査結果及び監査報告については、必要に応じて、監査役にも報告され、情報交換を実施しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の規模、組織体制においては、経営監視機能が充分に機能しているものと判断し、現在の体制を採用しており、経営判断の迅速化、経営の意思決定、監督機能の強化に努めております。

さらに、リスク管理体制につきましては、取締役会、監査役会、内部監査室が連携し、リスク管理に努めており、必要に応じて、事業運営上の検討事項及び診断等については、弁護士、監査法人、税理士などの専門家と協議し、随時適切なアドバイスを受けております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社株式の保有者層は、個人投資家の占める割合が高く、総会開催日程、、開催場所などについては、多くの株主様がご出席していただけるよう配慮して、集中日を避けて決定しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	例年、7月に開催される「名証IRエキスポ」に上場以来、継続して参加しております。参加に際しては、代表者(社長)自身が出席できるように努め、個人投資家の皆様に説明させていただいております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信(四半期、半期、期末)、決算短信以外の適時開示資料、定時株主総会招集通知	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	<女性の活躍の取り組みについて> 当社は、職場における女性の活躍に向けて、仕事と育児の両立を目指し、職場環境や社内規程の整備を実施しており、「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」として表彰を受けるなど、積極的に取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は、以下のとおりであります。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、取締役及び従業員の職務執行が法令、定款、社内規程ほかを遵守し、適性かつ健全に行われるようにするための体制を強化いたします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、「取締役会規程」、「職務権限規程」及び「文書管理規程」に従って、取締役会議事録、稟議書などの重要書類、決裁書類を適切に保存及び管理し、取締役、監査役、内部監査室が、適宜これらを閲覧できることといたします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社のリスク管理体制につきましては、取締役会、監査役会、内部監査室が連携し、経営活動に重大な影響を及ぼす懸念のあるリスクを迅速に認識できるような体制づくりに努めます。また、具体的な対応については、その必要度に応じて、弁護士、監査法人、税理士などの専門家と協議し、迅速かつ適切な対処ができるような体制づくりに努めます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、毎月1回以上の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催して、重要事項を決定しており、経営判断の迅速化、経営の意思決定、監督機能の強化に努めております。また、監査役は、毎月1回以上の定例取締役会及び臨時取締役会に出席するほか、必要に応じて社内の重要会議に出席するなどして、取締役の職務執行を監視しております。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及び子会社は、代表取締役社長が統括しております。子会社の業績報告を定期的に実施しており、円滑な情報の収集、伝達に努めております。

6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
当社は、監査役会の職務を補助すべき従業員を配置しておりませんが、監査業務の充実のために、必要に応じて、取締役会と監査役会の協議のうえ、補助業務を担当する従業員を配置することといたします。

7. 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項
前項の従業員の評価、人事異動、待遇などについては、取締役会と監査役会が意見交換を実施し、監査役会の承諾を得ることとします。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令違反、定款違反、又は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実などを知ったときは、直ちに監査役に報告することとします。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役社長、内部監査室、監査法人との間で定期的に意見交換を実施し、意思の疎通、連携の強化を図ることとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会的秩序や市民生活の安全、健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針としております。
また、必要な対応については、外部研修への参加による啓蒙や、警察や顧問弁護士など外部専門家と連携、相談を速やかに実施することとしており、組織的な対応ができる体制づくりをしております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

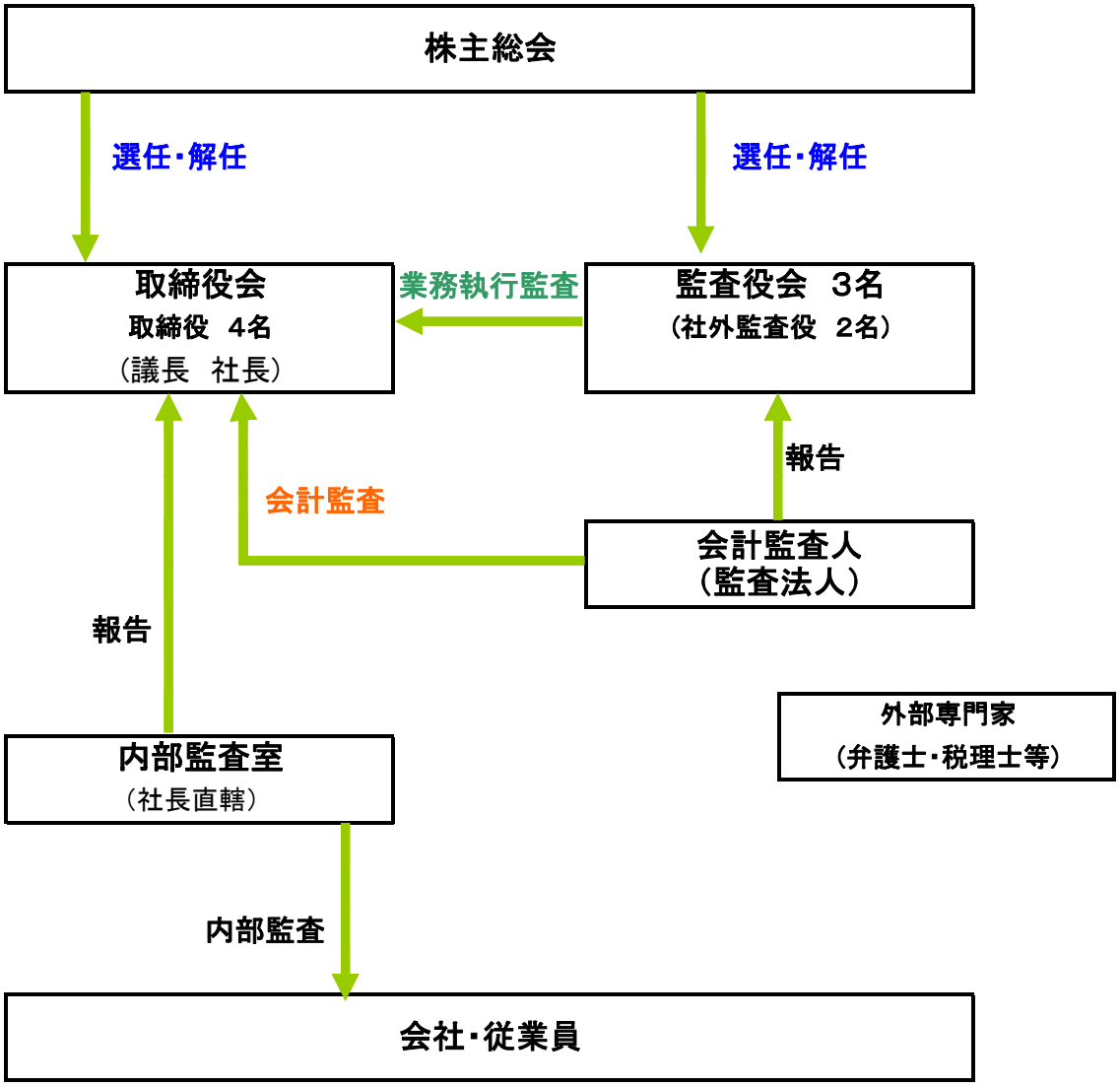
該当項目に関する補足説明

―――

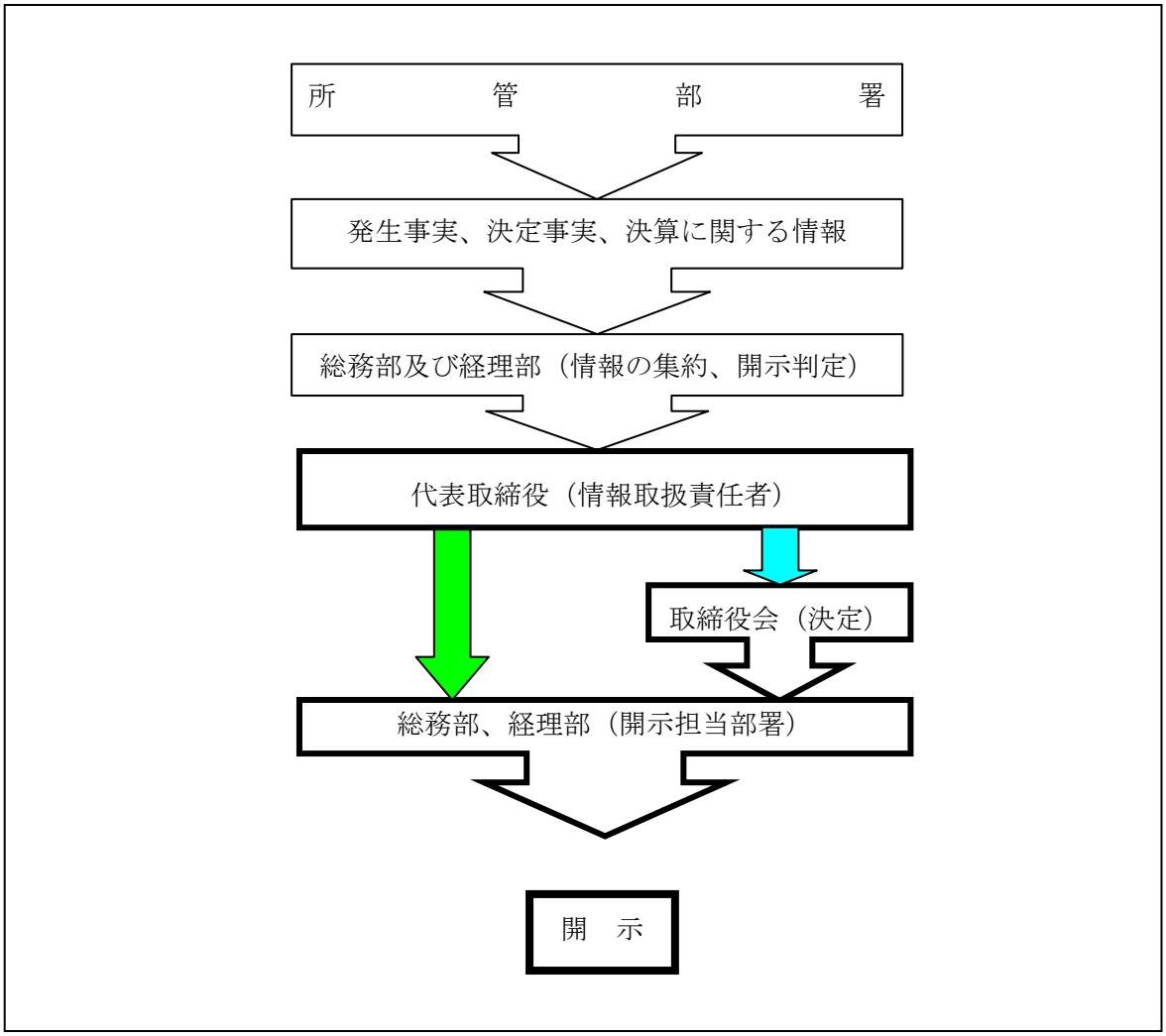
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【コーポレート・ガバナンス体制】　模式図



適時開示体制の概要は、以下のとおりです。



当社は、金融商品取引法、その他の法令及び証券取引所の諸規則を遵守し、正確な情報開示を実施できるように社内体制の維持、向上に努めております。

発生事実については、所管部署からの報告を受け、総務部において情報収集、内容確認を実施、開示の必要がある場合、代表取締役の承認を経て、速やかに開示しております。

決定事実については、会社規程に基づいた承認手続を経て、速やかに開示しております。

決算事項については、取締役会での決議を経て、速やかに開示しております。